那須南病院一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

１　目　的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びに関係法令並びに行政指導等に基づき、那須南病院（以下「病院」という。）から排出される一般廃棄物の収集運搬業務を受託する者（以下「受託者」という。）が受託し、適正に収集、運搬し、処理を行うことにより、病院機能の良好な状態を保ち、環境の保全を図ることを目的とする。

２　履行場所

栃木県那須烏山市中央３丁目２番 13 号
南那須地区広域行政事務組合立那須南病院

３　履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

４　業務の内容

⑴　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令並びに行政指導等を遵守し、病院から排出される一般廃棄物を適正な状態で、保管場所から処理場へ運搬する業務とする。

⑵　許可事項に変更があった場合は、受託者は速やかにその旨を病院に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出すること。

⑶　作業を行う際は、病院の指示に従い、施設の破損や災害の防止に努めなければならない。受託者は、業務が完了した場合、収集運搬日、廃棄物の種類、数量等を毎月１回病院に報告し、決められた日までに請求書を提出しなければならない。

５　廃棄物の種類

可燃物（紙くず、生ごみ等）

※　不燃物（金属類、スプレー缶等）及び資源物は除く（缶、ビン、ダンボール、ペットボトル、新聞、雑誌等）

６　処理予想排出量

	可燃物（単位：kg）
月平均	6,350
年間予想	76,200

７　収集運搬回数

受託者は、病院の保管場所から週３回以上、南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターへ運搬する。収集日については別途協議する。

８　契約内容

⑴　契約金額は、収集運搬に必要な経費（南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの処理手数料は除く。）とする。

⑵　支払方法は、契約金額を毎月均等払いとする。

９　一般的事項

⑴　目的に沿うよう計画をたて、確実に実施する。また、エネルギーの無駄をなくし、常に節約に努める。

⑵　業務従事者は所定の制服を着用し、言語、動作に注意し、常に清潔にする。

⑶　収集運搬車両は、ゴミが飛散又は流出し、悪臭が漏れるおそれのないものでなければならない。

⑷　異常を発見した場合、若しくは予測された場合は、直ちに報告し、病院の指示を受ける。

⑸　受託者は、病院の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。

⑹　敷地内では収集運搬車の空ぶかしは絶対に行わないこと。また、空ぶかしを行うような業務従事者を絶対配置しないこと。

⑺　病院は敷地内禁煙であるため、従事者もこれに従うこと。（車両内も含む。）

⑻　敷地内では安全運転に努めること。

10　負担区分

⑴　業務に要する物品等は全て受託者の負担とする。

⑵　本業務に係る諸経費は、受託者の負担とする。

⑶　業務に要する工具類については、受託者の負担とする。

⑷　上記以外については、病院と受託者との協議により定めるものとする。

11　受託者の責務

⑴　受託者は、病院の名誉を重んじ、これをき損しないよう努めなければならない。

⑵　受託者は、病院内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、受託者がこの業務を解かれた後も持続するものとする。

⑶　受託者は、常に業務従事者の健康に注意し、伝染性の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。

⑷　業務従事者は、礼儀正しく品行を慎み、常に清潔にし、応接にあたっては懇切丁寧を旨とする。

⑸　受託者は、業務従事者に対して受託業務上必要とする教育訓練を実施し、業務履行に支障を来さないように万全を期さなければならない。

12　留意事項

緊急時を除き、収集運搬は病院の就業時間（通常勤務日の勤務時間）内に行うものとするが、病院の業務に支障をきたすおそれのある作業等については、病院の指定する日時に行うよう調整すること。

13　その他

この仕様書に定めのない事項については、病院と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。